

認定調査員アンケートに対する Q & A

青森県健康福祉部高齢福祉保険課



基本調査の定義と疑義について

- 個別の状況に対する「個別の解釈」は基本的に厚生労働省が提示している「認定調査員テキスト2009(改訂版)」「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」(平成21年9月30日)以外には存在しない。

- 個別解釈を示した場合の問題点(よくある問い合わせ)
 - 無限に発生する「個別の状況」
 - 「座位保持」における座位と考えられる背中の「角度」
 - 「生年月日」における「数日のずれ」の「日数」
 - 「麻痺(上肢)」における腕の「角度」と「静止」の時間
 - 「簡単な調理」における「即席めん」に含まれるもの / 等

 - 個別の解釈を示した場合、全国すべての調査員が、これら多数の「個別の解釈」を把握しない限り、標準化は進まない。

 - 全体のばらつきが一次判定に影響を及ぼすと考えられるような疑義が発生している場合には、必要に応じて「Q&A」を発出する。

Q1 【1-5】 座位保持

「畳上」での座位について

- 日常、胡坐座(あぐらすわり)、長座位、両膝を抱えた体育座りの状況にある方でも「座位」としてよいのでしょうか？
- よいのであれば、例えば胡坐座、やや前傾で両膝頭に両手ついて支えている場合は「支えがあればできる」背筋伸ばし、座禅のような状況の胡坐座であれば「支え無し」を選択でよいのでしょうか？体育座りの場合は、両膝抱えて寄り掛かるような状況での座位保持になるので「支えがあればできる」選択でよいのでしょうか？

Q1回答 【評価軸】 能力

1. できる
2. 自分の手で支えればできる
3. 支えてもらえればできる
4. できない

畳上の生活で、いすに座る機会がない場合は、畳上の座位や、洋式トイレ、ポータブルトイレ使用時の座位の状態を選択する。



Q2 【2-4】 食事摂取

- 食事摂取の項目で、麻痺や視力で問題はないが、魚の骨をとることを長年妻が行っており、それが当たり前の行為となっている場合、能力行為でなく、介助の方法で判断なので、実際の行為としてはやってもらっているため、「一部介助」でいいのか、本人の自立を阻害していると判断し、不適切な介助として「適切な介助の方法を選択」して「介助されていない」を選択すればいいのか悩んでいる。

Q2 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助など。介助者に男女差は関係ない。



Q3【2-5】【2-6】 排尿 排便

- 施設入所している人で、認知機能の低下がなくてもスタッフがトイレへ行くように声をかけている場合は「見守り等」の選択でいいのか。(R4年度の第2群における「声掛け」の概念の例外の箇所、排尿、排便における行動開始の声掛けは見守りとあるため)選択に悩んでいます。



Q3 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

ここでいう「見守り等」とは、**常時付き添いの必要がある**「見守り」「確認」「指示」「声かけ」や、**認知症高齢者等**をトイレへ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等のことである。



Q4 【3-3】 生年月日や年齢を言う

- Q&Aで回答が表示されていないところがあった。回答では年齢が正当できていれば「できる」を選択とあったが、年齢誤答、生年月日の数日の違いであれば、数日の範囲を知りたい。



Q4回答 【評価軸】 能力

- 1.できる
- 2.できない

P104

(4)異なった選択が生じやすい点

生年月日か年齢かのいずれか一方を答えることがで
切れば、「1.できる」を選択する。また、満年齢や数えの
年齢であっても、答えることができれば、「1.できる」を
選択する。



Q5 【3-4】 短期記憶

- 食事内容を聞く場面ではないと言われたことがある。例文は、食事の内容を聞いている。どういうことなのでしょう。



Q5 回答 【評価軸】 能力

1. できる
2. できない

上記の質問で確認が難しい場合は「ペン」「時計」「視力確認表」を見せて、何があるか復唱させ、三品提示によるチェックを行う。三品には、上記三品が必要であり、他のもの(携帯等)を代わりに使用してはいけない。



Q6 【4-14】 自分勝手に行動する

- 調査項目「4-14自分勝手に行動することについて」と「5-4集団への不適応」が同じ内容になり区別がつかなくなってしまうことがあります。
- 例えば「デイサービス利用時の入浴時間を守らず、自分の入浴したい時間に入浴しようとする」「みんなで見ているテレビを、自分が観たい番組に勝手に変えてしまう」は両方に同じ内容を入れるのかで悩むことがあります。



Q6 回答 【評価軸】 有無

- 1.ない
- 2.ときどきある
- 3.ある

テキストP129定義には

ここでいう「自分勝手に行動する」

とは、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすることである。と記されてある



Q7 【5-1】 薬の内服

- 薬を訪問看護やヘルパーなど誰かが月に1回訪問し、薬カレンダーに1か月分仕分けし、都度自分でそこから取り出し服用している人は「一部介助」でいいのか。それとも過去1週間では仕分けの介助も受けていない場合は「介助されていない」になるのか教えていただきたいです。



Q7 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

テキストP132一部介助の選択基準

薬を飲む際の見守り、飲む量の指示等が行われている、あるいは、飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介助者が分包する等何らかの介助が行われている場合をいう。予め薬局で分包されている場合は含まない。



Q8 【5-1】 薬の内服

- 認定調査の実施で、軟膏を一日3回と特記事項に記入とあったが、5-1への記入でいいのか？
- テキストには軟膏は含まれないと書いてある為



Q8 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

《テキストP18 認定調査票の記載方法と留意点》

基本調査項目の中には該当する項目が存在しないものの、類似の行動またはその他の精神・行動障害などにより具体的な「介護の手間」が生じていることが聞き取りにより確認された場合は、**類似または関連する項目の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載し、介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことができる。**



Q9 【5-2】 金銭の管理

- 5-2の説明で、結局支出入の把握ができていて、通帳の置き場所を忘れる場合、5-2はどう記載すればいいのか理解できなかった。



Q9 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助



Q10 【5-6】 簡単な調理

□ 簡単な調理について質問です。

施設の食事は嚥下困難にて食事を中止し、エンシュア対応で吸い飲みに移し替え摂取している場合、調理の必要のない「経管栄養」と同様の解釈で「1.介助されていない」でよろしいでしょうか？



Q10 回答 【評価軸】 介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助



Q11 【その他】過去14日間に受けた特別な医療について

1. 点滴内容は病院に聞かず、本人家族に聞くようにとの回答でしたが、面会制限で本人に会っていない家族は答えられないことが多いです。回答としては疑問です。
2. テキストに過去14日間以内にうけた特別な医療とあるが、在宅では調査日からさかのぼって半月以上前の受診時にうけた特別な医療行為もあります。その場合のチェックはどうなるのでしょうか。



Q11 回答 【評価軸】 有無

テキスト147^{ページ}参照

1. 「**継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない。**」

調査対象者、家族、又は介護者から情報を得ることとし
医療機関に記載内容を確認することは守秘義務の問題及び治療上の必要から治療内容について告知を行っていない場合があるため適切ではない。



Q12 【その他】過去14日間に受けた特別な医療について

- 疑問について（この理解でよろしいか）、2点あります。
 - 4 「認定調査員アンケートに対するQA」の、6群の、過去14日間にうけた特別な治療について、の点についてです。
継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない、という評価の観点から考えると、
【1】例えばガン末期で経鼻カニューレで酸素投与が開始されるようになった、だとか、脱水症で入院して点滴による補液治療を行っている、などの状況であれば、「該当なし」と判断し、特記事項に、「入院中で〇〇の状態のため治療としての酸素（または点滴など）処置をしている」と記載するのでよろしいか。



Q13 【認知症高齢者】

- 要介護夫婦2人で暮らしています。妻は、認知症と診断されています。夫は、認知症と診断されてはいませんが、似た症状はあります。訪問は月に1～2回程度です。訪問するたびに同じ話の繰り返しや物盗られの話をします。(夫婦ともに)その際の頻度はどのようにしたらいいのでしょうか？(独居の場合も)

